

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
全世代型社会保障担当大臣 西村 康稔 殿  
内閣府少子化対策担当大臣 衛藤 晟一 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
衆議院・参議院 厚生労働委員 各位  
内閣府 子ども子育て支援本部 御中  
厚生労働省 老健局 総務課 御中  
厚生労働省 障害保健福祉部 障害保健福祉課 御中  
厚生労働省 子ども家庭局 保育課 御中

## 新型コロナウイルス感染症対策の拡充と 人々の生活と命を支える社会福祉事業の維持・存続を求める声明

2020年8月28日  
一般社団法人 社会福祉経営全国会議  
会長 茨木 範宏

緊急事態宣言が解除されて以降、東京都の一部地域で重点的なPCR検査が行われた結果、非常に多くの軽症者や症状が認められない感染者が確認されました。そして、経済活動の再開により、一日の感染者は東京都で最大400人、大阪府でも200人を超える事態になっています。東京都に比べて地方の一日あたり感染数は少ないものの、検査数に対する感染率は東京を超えている地域もあり、新型コロナウイルス感染症問題は、緊急事態宣言の発令前よりも深刻化しているといっても過言ではありません。

医療機関、介護・障害者施設、保育所等においても、感染が疑われる利用者・家族・職員が日ごとに増えてきています。また、クラスターが発生している施設も再び増大してきているのが現状です。医療機関と違い、社会福祉施設には感染症予防の専門知識を持った職員はいません。そのため、各施設では厚生労働省の示すガイドラインを活用したり、地域の保健所等と連携して、感染予防対策を徹底してきました。また、施設基準や直接支援の特性から密を避けることができず、高い感染リスクの中で働く職員に対して、独自の特別手当を支給している法人もあります。社会福祉事業を行う法人としては、こうした努力を継続してまいります。低報酬等の問題から実際には限界にきています。

第一次・第二次補正予算を通して、社会福祉事業における「かかり増し費用」の一部補填、慰労金の支給などを含め、これまでにない規模の対策を講じた点は高く評価しています。しかし、特定の条件下におけるエアロゾル感染の可能性も危惧されています。こうした中であって、要介護者・障害者・子ども等の生活と生命と支える社会的インフラ・エッセンシャルワークとしての社会福祉事業を維持・存続させるためには十分とは言えません。下記の、真に必要とされる支援の拡充、これを実現するための臨時国会の開催を求めます。

### 記

#### 【PCR検査について】

- ① PCR検査で一度陰性という結果が出ても後日陽性となる実態があります。重症化リスクの高い要介護者・障害者等をはじめ、いつでも・誰でもPCR検査を受けられる体制を早急に整えてください。

- ② 特に、支援を必要とする人たちを支える介護・障害・保育の職員(エッセンシャルワーカー)については、世田谷区・千代田区等の取り組みを国の施策として実施し、定期的にPCR検査を無償で受けられる体制を早急に整えてください。

#### 【前年同月補償・慰労金について】

- ③ 介護・障害に係る職員を維持・確保するためには、職種や事業種別に関わらず全ての職員に前年と同額の給与と賞与を保障しなくてはなりません。そのためにも、コロナ禍にあっては前年同月の収入を補償してください。
- ④ 介護・障害だけでなく保育・児童養護も含め、高い感染リスクの中で働く全ての職員に継続的に特別手当を保障すべきです。慰労金の支給対象を保育・児童養護にも拡大するとともに、継続的支給を講じてください。

#### 【ガイドラインの策定について】

- ⑤ 陽性者が発生し休業・休園措置となった場合の代替施設での保育・支援、他施設との連携の在り方等に係る感染対策・拡大防止のガイドラインを行政の責任のもとで作成し、周知してください。

#### 【利用料負担について】

- ⑥ コロナ禍等における非常事態下にあつて、社会福祉事業を維持・継続するための緊急対策が利用者負担に直結する場合、利用抑制が生じたり、利用者の同意が得られず、同対策を活用できません。緊急対策に関しては、利用者負担と連動する仕組みとせず、利用料の無料化も検討してください。
- ⑦ 緊急事態宣言の解除後も、感染予防のために保育所を休まなくてはならない子どもたちがいます。こうした世帯の保育にかかる費用負担の軽減を、認可・認可外も含めて行って下さい。

#### 【報酬制度・加算制度の在り方について】

- ⑧ コロナ禍によって、介護・障害における報酬方式の問題があらためて明らかになりました。サービス利用の有無にかかわらず発生する経費(人件費・固定経費・一般管理費)を、利用者負担の増につながらない形で保障する報酬制度を実現してください。
- ⑨ 職員の処遇を改善する加算制度は、種別ごとに算定方式が違います。安定した職員の処遇改善を行うためにも、月ごとの事業稼働率によって変動しない仕組みとしてください。

#### 【最低基準の底上げについて】

- ⑩ 社会福祉施設は、面積、職員配置等、各種基準の脆弱さや、直接支援を行うという仕事の特性から密を避けることができず、高い感染リスクがあります。最低基準の抜本的な底上げを行うとともに、新たな日常を作る上では感染症対策ができる専門職を配置してください。

以上